

災害等発生時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定書

石狩市と市内一般廃棄物収集運搬委託業者（以下「受託者」という。）は、災害等発生時における一般廃棄物等の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波など大規模な災害やその他収集困難な事由（以下「災害等」という。）が発生した場合、石狩市の要請に応じて、受託者が相互に協力し合い、一般廃棄物等の収集・運搬等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 石狩市は、災害等が発生した場合において、必要と認めるときは、受託者に対し災害等発生時における協定業務を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 石狩市は、前条の規定により受託者に協定業務を要請しようとするときは、受託者に対し、災害等発生時における業務協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、石狩市は、緊急を要する場合には口頭により協定業務を要請することができる。この場合において、石狩市は、緊急を要する事由が止んだときは、速やかに、災害等発生時における業務協定要請書を受託者に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、石狩市は、協定業務が円滑に実施されるよう、一般廃棄物等の搬入先を確保するとともに、受託者に被災及び復旧の状況等その他必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 受託者は、前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を調達し、その状況を石狩市に報告したのち、協定業務を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、受託者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 適切な収集及び運搬等に努めること。
 - (3) 石狩市又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。
 - (4) 法令に則り適正に個人情報を取り扱うこと。

（実施の報告）

第5条 石狩市は、協定業務を終了させるときは、受託者に対し、その旨連絡するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、石狩市に対し、業務完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(災害補償)

第6条 協定業務に従事したことにより、死亡、負傷、疾病又は障がいの状態となった者若しくはその遺族に対する災害補償については、受託者が加入する労働者災害補償保険の補償給付によるものとする。

(損害賠償)

第7条 受託者は、協定業務を実施中の車両が関係する自動車事故等（当該協定業務に従事する者の責めに帰することができない事由により発生したものを除く。）により、その者以外のものに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条に定めるものを除き、協定業務の実施に要した費用は、石狩市が負担するものとする。ただし、当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託に基づく人員、収集時間、車両台数を超えない範囲で協定業務を実施したものについてはこの限りではない。

- 2 前項の費用の額及びその支払い方法については、協定業務を実施する都度、石狩市と受託者が協議して定めるものとする。
- 3 前項の費用の額の算定に当たっては、協定業務に従事した者の数、時間及び使用した車両の数並びに石狩市が実施している一般廃棄物の収集業務委託に係る設計単価を考慮するものとする。

(情報の共有及び提供)

第9条 石狩市及び受託者は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、相互にその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも同様とする。

- 2 石狩市及び受託者は、協定業務の実施中に災害に関する情報を覚知したときは、必要に応じ、相互に当該情報を提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度石狩市、受託者双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、石狩市又は受託者が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書7通を作成し、石狩市と受託者が記名押印のうえ、各自1通ずつ保有する。

令和3年12月21日 締結

石狩市

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍 幸 印

受託者

石狩市新港東2丁目4番9号

有限会社石狩清掃

代表取締役 小 田 浩 道 印

石狩市親船町111番地

石狩産業株式会社

代表取締役 石 山 俊 之 印

石狩市花川南5条2丁目102番地

道央興産有限会社

代表取締役社長 香 川 義 則 印

石狩市厚田区聚富325番地

有限会社厚田清掃

代表取締役 猪 口 毅 印

石狩市浜益区群別596番地49

聖太産業株式会社

代表取締役 坂 本 聖 一 印

石狩市浜益区柏木87番地

浜益海運株式会社

代表取締役社長 岸 本 教 範 印